

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
野洲川および甲賀・湖南圏域の  
取組方針  
(令和4年6月3日更新)

令和3年5月6日

野洲川地域安全協議会

〔 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市  
彦根地方气象台、国土交通省近畿地方整備局、滋賀県 〕

※当該取組方針は、野洲川、杣川、草津川、および甲賀・湖南圏域における一級河川からの洪水氾濫や土砂災害を対象とした取組方針である。

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. はじめに                  | 1  |
| 2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題 | 3  |
| 3. 現状の取組状況               | 4  |
| 4. 減災のための目標              | 8  |
| 5. 概ね5年で実施する取組           | 9  |
| 6. フォローアップ               | 19 |

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年 6 月に、水防法等の一部を改正する法律が施行され、令和 3 年度までに緊急的に実施すべき事項に関する「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方气象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成 27 年 12 月 3 日に設立し、水防法第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成 30 年 5 月 10 日に設置した。

野洲川および甲賀・湖南圏域は、国道 1 号・8 号、名神高速道路、JR 東海道新幹線・東海道本線・草津線等が走る交通要衝地であり、滋賀県の中核都市として社会・経済・文化の基盤を成している。また、全国的に人口減少が進む中、当地域は人口増加率の高い活力のある地域となっている。

本協議会では、野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害が発生した平成 25 年 9 月台風第 18 号など過去の災害の教訓、現状の水害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最

小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

主な取組の具体的な内容は、以下のとおり。

- ・「ハード対策」では、基幹的対策である河川改修に加え、危機管理型ハード整備や、洪水を安全に流す対策としての堤防強化などを実施するとともに、避難行動、水防活動、復旧活動に資する水防拠点などの基盤整備等を実施する。
- ・「ソフト対策」では、下記の取組等を展開することにより、「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を実施する。

#### ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

- ・避難情報が対象者へ着実に届くようにケーブルテレビや防災メールの導入など
- ・住民自らが確実な避難行動が実施できるように、各住居から避難場所までを整理した「我が家の避難カード」の作成、小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検、地域住民と連携したサイクリングやまちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査など
- ・地域住民、河川の通過交通者等の避難時間を十分に確保するため、広域的な連携に資するタイムラインへの見直しなど

#### ②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取り組み

- ・防災組織の広域的な協力・連携強化のための広域水防訓練の実施を検討、ロールプレイング方式による情報伝達訓練など
- ・水防活動支援のための情報公開、情報共有
- ・危険性の高い中小河川における避難判断に資する目安の検討

#### ③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取り組み

- ・浸水継続時間が長期に及ぶ湖岸地域等の早期復旧のため、浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討、資機材の広域的な輸送計画の作成など

## 2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題

### (1) 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要

野洲川は、滋賀県甲賀市土山町と三重県三重郡菟野町の境にある御在所山にその源を発し、田村川、杣川等をあわせながら湖南市、栗東市、野洲市、守山市を通り北西に流下して琵琶湖北湖に注ぐ、幹川流路延長約 65km、流域面積 387km<sup>2</sup> の一級河川で、琵琶湖に流入する最大の河川である。

かつては、典型的な天井河川であり河口部で南流と北流に分岐していたが、昭和 54 年に放水路として一本化された。

昭和 28 年 9 月の台風第 13 号では、野洲川旧北流右岸堤防約 180m が決壊し、流出・半壊家屋が約 1700 戸、田畑の流出・埋没が約 500ha、冠水が 300ha になるなど、甚大な被害が発生した。

甲賀・湖南圏域の沖積地帯を流れる川は、葉山川、草津川、狼川、家棟川〔湖南市〕に代表されるように河床が周辺地盤高よりも高いところを流れる天井川と、その間に下流になるにつれて流路が分派していく用排水路河川(いわゆる尻無川)等で構成されている。

### (2) 主な課題

野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害を発生させた平成 25 年 9 月台風第 18 号における対応状況、現状の水害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- 野洲川の国管理区間における堤防整備率は 100%であるが、想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流による氾濫が想定される。
- 野洲川は、琵琶湖水位の影響を受けるため、琵琶湖の水位が上昇した場合、浸水継続時間が長期に及び、琵琶湖湖岸の浸水継続時間 4 週間以上の範囲は約 13km<sup>2</sup> (野洲川洪水想定区域の約 14%) となることが想定され、社会経済活動の停滞が懸念される。
- 野洲川下流部は放水路として概ね整備が完了しており、他の河川と比較して治水安全度が高く、野洲川の氾濫に対する危機意識の低下に伴う自主的な避難行動の遅れが懸念される。
- 水防団員の水害対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。
- 新型コロナウイルス感染予防対策として、内閣府から避難所の運営方法等に関する参考資料が出されており、実行に移す必要がある。
- 流域内に存在する利水ダム管理者とは、事前放流による治水容量確保の協定を締結しており、関係機関で連携する必要がある。

以上の課題を踏まえ、野洲川および甲賀・湖南圏域の大規模水害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

### 3. 現状の取組状況

前述の課題を踏まえて、避難場所指定も含めた避難誘導體制、防災組織の広域的な協力・連携体制の重要性、水害への危機意識の低下など、これまでの水害対策に課題があることが確認された。

野洲川および甲賀・湖南圏域における減災対策について、各関係機関が現在実施している現状と課題は、以下のとおりである。

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

##### ◆想定される浸水リスクの周知

※現状：○、課題：●（以下同様）

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲川、杣川において想定最大規模の外力による洪水浸水想定区域を公表している</li> <li>○野洲川（国管理区間）は堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を琵琶湖河川事務所のHP等で公開している</li> <li>○県管理区間（日野川、琵琶湖）では計画規模の外力等による浸水想定区域を公表している</li> <li>○滋賀県では内水シミュレーション結果を用いた「地先の安全度マップ」を公表している</li> </ul> |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水エリアに関する情報の認識や周知が不足している</li> <li>●県管理区間（日野川、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域が公表されていない</li> </ul>   | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●県管理区間（野洲川上流、日野川、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションが公開されていない</li> </ul>  | B |

##### ◆避難指示等の発令について

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時における琵琶湖河川事務所長・彦根地方気象台長と首長とのホットラインによる情報の共有体制が確保できている</li> <li>○国・各市において、河川水位と避難指示の発令時期などに関するタイムライン（案）が策定されている</li> </ul> |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示が夜間の場合、避難時の災害や事故等が懸念される</li> <li>●広域的な防災対応に必要な国と複数の市等からなるタイムラインは作成されておらず、防災機関の対応のばらつきが懸念される</li> </ul>                 | C |

◆指定避難所、避難経路について

|   |   |
|---|---|
| <p>○水防法改正前に公表した計画規模での浸水想定区域図等をもとに各市にてハザードマップを作成している</p> <p>○ハザードマップを公表し指定避難所を明記している</p> <p>○野洲市と守山市では、互いに各市の避難所へ避難することが可能となっている</p> |   |
| <p>●想定最大規模に対するハザードマップが作成されていない</p> <p>●ハザードマップに避難経路が定められていない（草津市除く）</p>   | D |
| <p>●浸水エリア内に指定避難所が指定されており、代替場所が選定されていない</p> <p>●指定避難所が不足している地域がある</p> <p>●浸水継続時間が4週間以上にも及ぶ地域の長期避難を考慮した計画がない</p>                      | E |

◆住民等への情報伝達体制や方法について

|   |   |
|---|---|
| <p>○防災行政無線等が整備されている地域がある</p> <p>○ケーブルテレビや防災メール、SNSでの情報発信をしている</p> <p>○河川管理者によるCCTVカメラの映像(静止画)をHPで提供している</p>   |   |
| <p>●防災情報が高齢者に伝わっていない</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない</p> <p>●住民の防災意識・知識が十分ではない</p> <p>●広報車や屋外スピーカによる正確な情報伝達が難しい</p> <p>●洪水時はアクセスが集中するため、HPが閲覧しにくくなる</p> | F |

◆避難誘導體制について

|   |   |
|---|---|
| <p>○指定避難所の表示板を設置している</p> <p>○避難行動要支援者名簿を作成している</p> <p>○市職員、水防団員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導を行う体制が整っている</p> |   |
| <p>●高齢者に十分に配慮した避難計画となっていない</p> <p>●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分に確保されていない</p> <p>●避難誘導マニュアルが作成されていない</p>                     | G |

◆避難に関する啓発活動について

|  |   |
|--|---|
| ○出前講座、防災講話による啓発活動を実施している<br>○防災ハンドブックを配布している                                       |   |
| ●水害経験の無い世代の避難等に関する知識が十分でない<br>●河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない<br>●まるごとまちごとハザードマップを実施していない | H |

② 水防に関する事項

◆水防体制

|  |   |
|--|---|
| ○自主防災組織の立ち上げ補助、運営補助などを行っている<br>○防災組織の協議会を設置している<br>○自主防災組織への資機材の補助を行っている<br>○国と各市が共同で重要水防箇所の点検を行っている |   |
| ●水防技術の熟練者が少ない  | I |
| ●広域的な水防活動に必要な国、各市、水防団等の連携体制が十分ではない<br>●水防資機材の運搬道路が浸水する   | J |
| ●隣接市の重要水防箇所に関する情報・認識が十分でない   | K |

◆河川水位等に係る情報の提供

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| ○基準地点等の観測箇所では水位計を設置し情報を公開している |   |
| ●基準地点等の河川水位しか情報提供していない        | L |

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

◆氾濫水の排水について

|   |   |
|---|---|
| ○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用意がある                                      |   |
| ●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない<br>●想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画は作成していない | M |



④ 河川管理施設の整備について

◆ 堤防等河川管理施設の現状の整備状況

- 野洲川の国管理区間における現時点の堤防整備率は100%である
- 野洲川の国管理区間において浸透に対する堤防強化等の河川改修を実施している
- 河道内樹木の伐採、河道内堆積土砂の除去等を実施している
- 甲賀・湖南圏域の県管理河川においては、河川整備計画に基づき河川整備を実施している
- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）」では、野洲川の県管理区間は事業準備区間として位置付けられている

●浸透に対する堤防強化の未整備区間がある

N

●想定最大規模の洪水が発生すると堤防から越水が発生する

O

●河道内樹木の再繁茂や土砂堆積が見られる

P

#### 4. 減災のための目標

現状の取組状況を踏まえて、令和7年度までに達成すべき目標は、以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す。

### 【目標達成に向けた4本柱】

上記目標の達成に向け、野洲川および甲賀・湖南圏域において、以下の項目を4本柱とした取り組みを実施する。

1. 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
2. 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組
3. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組
4. 危機管理型ハード整備、洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備等の取組

5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」の再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

| 取組番号                          | 主な取組項目  | 課題の対応 | 目標時期        | 取組機関                          |
|-------------------------------|---|-------|-------------|-------------------------------|
| ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組 |   |       |             |                               |
| ■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等   |   |       |             |                               |
| 1                             | ・広域的な連携に資するタイムラインへの見直し  | C     | H28年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 2                             | ・避難のための時間を十分に確保した避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善（活用訓練等の実施）             | C     | H28年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 3                             | ・上記タイムラインの作成支援  | C     | 引き続き実施      | 近畿地整、気象台、滋賀県                  |
| 4                             | ・出水期前に協議会においてホットラインの連絡体制を確認                                     | C     | 引き続き実施      | 協議会全体                         |
| ■ハザードマップの作成・周知等               |   |       |             |                               |
| 5                             | ・県管理河川における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域の公表・周知<br>○日野川<br>○琵琶湖<br>○草津川 | A     | 引き続き実施      | 滋賀県                           |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

|    |   |   |             |                               |
|----|---|---|-------------|-------------------------------|
| 6  | ・「地先の安全度マップ」の更新・公表・周知   | A | 引き続き実施      | 滋賀県                           |
| 7  | ・県管理区間（野洲川上流、杣川、日野川、草津川、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表・周知 | B | 引き続き実施      | 滋賀県                           |
| 8  | ・想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知                  | D | H29年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 9  | ・長期間に及ぶ浸水継続地域、野洲川上流や日野川等の氾濫も想定した広域的な避難計画の作成                     | E | H28年度から順次実施 | 協議会全体                         |
| 10 | ・緊急輸送道路も活用した避難経路の検討   | E | H28年度から順次実施 | 協議会全体                         |
| 11 | ・逃げ遅れをなくすため、高齢者及び避難行動要支援者の避難計画の作成                               | G | H30年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 12 | ・要配慮者利用施設の避難計画作成や避難訓練等の実施状況の確認                                  | G | 引き続き実施      | 協議会全体                         |
| 13 | ・避難誘導マニュアルの作成   | G | H28年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

| ■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充 |   |    |              |  |
|-------------------------|---|----|--------------|--|
| 14                      | ・ 防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組み          | H  | H30 年度から順次実施 | 協議会全体  |
| 15                      | ・ 水災害に対する防災教育に関する指導計画の作成支援および協議会の関連市における全ての学校への共有 | H  | H30 年度から順次実施 | 近畿地整<br>滋賀県<br>近江八幡市、<br>草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市 |
| 16                      | ・ 小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検                           | H  | H29 年度から順次実施 | 草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市                          |
| 17                      | ・ 「我が家の避難カード」の作成                                  | H  | H29 年度から順次実施 | 草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市                          |
| 18                      | ・ 上記「我が家の避難カード」「避難経路の安全利用点検」の活動支援                 | H  | H29 年度から順次実施 | 滋賀県  |
| 19                      | ・ 避難行動に資する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備、計画作成等              | H  | H28 年度から順次実施 | 草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市                          |
| 20                      | ・ 地域住民と連携したサイクリングによる避難経路・河川周辺の現地調査                | H  | H28 年度から順次実施 | 協議会全体  |
| 21                      | ・ 市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成および支援結果について協議会等の場で共有      | 緊② | R1 年度から実施    | 近畿地整、滋賀県   |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

| ■避難行動のための情報発信等                |  |    |             |                               |
|-------------------------------|--|----|-------------|-------------------------------|
| 22                            | ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線等の普及（無線のデジタル化等）                        | F  | H28年度から順次実施 | 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市       |
| 23                            | ・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等            | F  | H28年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 24                            | ・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信）             | F  | H28年度から順次実施 | 近畿地整、滋賀県                      |
| 25                            | ・河川の防災情報を集約するためのポータルサイトの更新                                     | F  | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県                      |
| 26                            | ・住民の避難行動を促すためプッシュ型の洪水予報等の情報発信のための整備                            | F  | 引き続き実施      | 近畿地整、気象台                      |
| 27                            | ・洪水予報文の改良と運用   | F  | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県、気象台                  |
| 28                            | ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施および洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 | 緊② | R1年度から実施    | 近畿地整                          |
| ②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組 |  |    |             |                               |
| ■水防体制の強化                      |  |    |             |                               |
| 29                            | ・水防団員や消防団員の募集の強化   | I  | H28年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

|                             |  |    |              |                                  |
|-----------------------------|--|----|--------------|----------------------------------|
| 30                          | ・ 自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）                   | I  | H28 年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市    |
| 31                          | ・ 水防技術に関する勉強会の実施                                 | I  | H28 年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市    |
| 32                          | ・ ロールプレイング方式による情報伝達訓練の実施による連絡体制の強化・確認（タイムラインの活用） | J  | H28 年度から順次実施 | 協議会全体                            |
| 33                          | ・ 市を越えた水防訓練の検討（広域避難計画の作成後に訓練を実施予定）               | J  | H28 年度から順次実施 | 協議会全体                            |
| 34                          | ・ 防災組織の連絡が迅速かつ円滑に行える M C A 無線の整備                 | J  | H28 年度から順次実施 | 草津市、守山市、栗東市、野洲市                  |
| <b>■水防活動支援のための情報公開、情報共有</b> |  |    |              |                                  |
| 35                          | ・ 重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検（国管理区間）                  | K  | 引き続き実施       | 近畿地整、守山市、栗東市、野洲市、湖南市             |
| 36                          | ・ 重要水防箇所について5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市による共同点検（県管理区間）  | K  | 引き続き実施       | 滋賀県、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市      |
| 37                          | ・ 水防資機材について、河川管理者、水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施          | K  | 引き続き実施       | 近畿地整、滋賀県、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| <b>■適切な土地利用の促進</b>          |  |    |              |                                  |
| 38                          | ・ 浸水被害軽減地区を指定する際に参考となる土地に係る情報提供                  | 緊① | 引き続き実施       | 近畿地整、滋賀県                         |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成 29 年 6 月 20 日の緊急行動計画、緊②は、平成 31 年 1 月 29 日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

|                             |  |    |             |                               |
|-----------------------------|--|----|-------------|-------------------------------|
| 39                          | ・水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び複数市に影響がある地区の課題共有と、連携した指定 | 緊① | 引き続き実施      | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 40                          | ・浸水想定区域内の市への水害リスク情報の提供                         | 緊① | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県                      |
| 41                          | ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等の提供                       | 緊① | 引き続き実施      | 滋賀県                           |
| <b>■市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進</b> |  |    |             |                               |
| 42                          | ・浸水想定区域内の市庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有                   | 緊① | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県                      |
| 43                          | ・浸水想定区域内の施設管理者への情報伝達体制・方法検討                    | 緊① | H30年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| 44                          | ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報と対策の実施状況の共有             | 緊① | H30年度から順次実施 | 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 |
| <b>■市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進</b> |  |    |             |                               |
| 45                          | ・河川管理者が設置している樋門について、無動力化や新たな操作委託先について検討        | 緊① | H30年度から順次実施 | 近畿地整                          |
| <b>■河川水位等に係る情報の提供</b>       |  |    |             |                               |
| 46                          | ・中小河川における簡易な方法も活用した河川水位等の情報提供                  | L  | H30年度から順次実施 | 滋賀県                           |
| 47                          | ・危険性の高い中小河川における避難判断の目安の検討                      | L  | H30年度から順次実施 | 滋賀県、草津市                       |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定への対応を示す。



③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

■排水活動及び施設運用に関する取組

|    |   |   |             |  |
|----|---|---|-------------|--|
| 48 | ・河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有                                | M | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県   |
| 49 | ・野洲川（国管理区間）において緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の作成 | M | 引き続き実施      | 近畿地整   |
| 50 | ・基地被災時を想定した衛星通信車や対策本部車を利用した訓練の実施                            | M | 引き続き実施      | 近畿地整、滋賀県、<br>近江八幡市、<br>草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市 |
| 51 | ・浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討  | M | H28年度から順次実施 | 近畿地整、滋賀県   |
| 52 | ・浸水が4週間以上に及ぶ湖岸地域の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成                    | M | H28年度から順次実施 | 近畿地整、滋賀県、<br>近江八幡市、<br>草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市 |
| 53 | ・広域的に資材を運用するための調整の実施  | M | H28年度から順次実施 | 近畿地整、滋賀県、<br>近江八幡市、<br>草津市、守山市、<br>栗東市、甲賀市、<br>野洲市、湖南市 |

※「課題の対応」欄の緊①は、平成29年6月20日の緊急行動計画、緊②は、平成31年1月29日の緊急行動計画の改定への対応を示す。

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

| 取組番号                                      | 主な取組項目   | 課題の対応 | 目標時期   | 取組機関 |
|---|--|-------|--------|------|
| ④危機管理型ハード整備、洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備等の取組 |  |       |        |      |
| ■洪水を河川内で安全に流す対策                           |  |       |        |      |
| 54  | ・野洲市南桜地区等の堤防強化   | N     | 引き続き実施 | 近畿地整 |
| 55  | <p>・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）」に基づく県管理河川の改修および堤防強化</p> <p>【南部土木事務所管内】</p> <p>○護岸、河道掘削<br/>           （童子川）野洲市五之里<br/>           （守山川）守山市三宅町～金森町<br/>           （葉山川）栗東市上鉤、坊袋～川辺<br/>           （北川）草津市矢倉2丁目、野路1丁目<br/>           （新川）野洲市野田、安治<br/>           （妓王井川）野洲市小篠原<br/>           （法竜川）守山市笠原町<br/>           （天神川）守山市石田町<br/>           （中ノ井川）栗東市下鉤～野尻、蜂屋</p> <p>○築堤、護岸、河道掘</p> | N     | 引き続き実施 | 滋賀県  |

|                    |   |   |            |          |
|--------------------|---|---|------------|----------|
|                    | <p>削<br/> (金勝川) 栗東市川<br/> 辺、目川</p> <p>○堤防強化対策<br/> (金勝川) 栗東市下戸<br/> 山<br/> (草津川) 草津市山寺<br/> 町～馬場町</p> <p>【甲賀土木事務所管<br/> 内】</p> <p>○調査、設計、河道掘<br/> 削、堤防改修（嵩上<br/> げ）、用地買収<br/> (野洲川) 石部頭首工<br/> ～杣川合流点</p> <p>○護岸、河道掘削<br/> (杣川) 甲賀市甲南町<br/> 寺庄、野尻<br/> (思川) 甲賀市水口町<br/> 伴中山<br/> (滝川) 甲賀市水口町<br/> 杣中、甲南町市原、<br/> 塩野</p> |   |            |          |
| <b>■危機管理型ハード対策</b> |   |   |            |          |
| 56                 | ・堤防裏法尻の補強   | 0 | 引き続き<br>実施 | 近畿地整     |
| <b>■河川区域等の管理</b>   |   |   |            |          |
| 57                 | ・河道内樹木の伐採や<br>河道内堆積 土砂の<br>除去等  | P | 引き続き<br>実施 | 近畿地整、滋賀県 |
| 58                 | ・「南部土木事務所管内<br>維持管理計画」、「甲<br>賀土木事務所管内維<br>持管理計画」に基づ<br>く維持管理を実施   | P | 引き続き<br>実施 | 滋賀県      |

| ■避難行動、水防活動、復旧活動に資する基盤等の整備 |   |   |        |          |
|---------------------------|---|---|--------|----------|
| 59                        | ・ 早期に氾濫が発生する地域等における洪水時の避難指示等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し情報共有 | L | 引き続き実施 | 近畿地整、滋賀県 |
| 60                        | ・ 水防団等の水防活動を支援するためCCTVカメラを設置し情報共有（配置計画の検討・見直し）            | L | 引き続き実施 | 近畿地整、滋賀県 |
| 61                        | ・ 危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備                                   | L | 引き続き実施 | 近畿地整、滋賀県 |
| 62                        | ・ 水防活動や応急復旧活動に資する水防拠点整備                                   | J | 引き続き実施 | 近畿地整     |

## 6. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、本協議会の構成員の追加も含めた検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

### <改訂履歴>

平成30年5月10日 策定

令和3年5月6日 改訂